

## いわき市農業委員会第20回総会議事録

会長 草野庄一は、令和4年12月20日（火）午後1時00分、いわき市農業委員会総会をいわきワシントンホテル椿山荘3階アゼリアに招集した。

### 1 出席者（計32名）

#### (1) 農業委員（23名）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

#### (2) 事務局（9名）

事務局長	酒井 直人
事務局次長	遠藤 敏行
主任主査兼農政振興係長	草野 浩平
農地審査係長	府川 将人
農政調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 事務主任	西山 諒
農政振興係 主査（書記）	浅川 実利

### 2 欠席者（計1名）

24 蛭田 元起

### 3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局 (遠藤次長)	<p>本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第20回総会にご参集をいただき、ありがとうございます。</p> <p>定刻ですので、始めさせていただきます。</p> <p>初めに、お手元にお配りいたしました資料を確認させていただきます。</p> <p>◇ 第20回総会議案書</p> <p>◇ 許可申請に係る意見及び決定理由書</p> <p>◇ 現地調査位置図</p> <p>【付番なし・別紙】議案第3号「農地法第5条第1項許可・補足資料」</p> <p>【資料1-1】令和5年いわき市農作業労働賃金標準額表（案）</p> <p>【資料1-2】令和5年いわき市農作業労働賃金標準額の策定について</p> <p>以上、6点です。</p> <p>なお、本総会の開催通知と併せて送付しております議案説明書及び報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る一覧表」につきましても、ご用意願います。</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、携帯電話は、あらかじめ電源をお切りいただくか、マナーモードに設定くださるよう、ご協力をお願いいたします。</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議席番号順に農業委員会憲章を朗読いただき、唱和に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、議席番号16番の平田敬一委員、お願いいたします。</p> <p>皆様、ご起立のうえ、黙読ください。</p>
16番 平田委員	<p>【いわき市農業委員会憲章朗読】</p>
事務局 (遠藤次長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご着席願います。</p> <p>本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に</p>

事務局  
(遠藤次長)

基づきまして、会長が招集しております。

それでは、議事に先立ちまして、草野庄一会長よりご挨拶申し上げます。

草野会長

改めまして、こんにちは。

いわき市農業委員会第20回総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、ご多忙のところご参集をいただきまして、本当にありがとうございます。

また、日頃の委員会活動、誠にご苦労様でございます。

今月22日が冬至ということで、昔より「冬至の10日前から、少しずつ日が伸びてくる」とよく言われておりますが、確かに日が徐々に伸びてきたことを実感しております。

そういった状況ですが、今は大きな農作業もない時期ですので、「冬場は少し休もう」という感覚で過ごしていただきたいと思えます。

それから、農業委員会だより編集委員の皆様、午前中の令和5年4月号の編集委員会、ご苦労様でございます。

令和4年1月号は最優秀賞ということで、誠にめでたいことでした。

これからも、素晴らしい農業委員会だよりが発行できますことをお祈りしております。

今後も頑張ってください。

昨年2月、私が不注意から右の踵を骨折して、2月12日から入院しました。

病院のベッドの上で、ウクライナ戦争が始まったというニュースを目にしたとき、「まさかロシアとウクライナが戦争になるとは」と思いましたが、未だに戦争が続いております。

勿論、戦争は我々の望むところではありませんので、一刻も早く戦争が終わることを願っております。

さて、令和4年も、本日を含めて残り12日となりましたが、何事もなく新年を迎えたいものです。

新型コロナウイルスの感染状況に、明るい兆しがなかなか見えない状況ですが、委員の皆様には、感染防止に努力していただいた結果、アキレス腱の手術後で療養中の蛭田職代を除き、本日は全員に出席いただいたということで、ありがたく思っております。

話は変わりますが、今月1日は「令和4年度全国農業委員会会長代表者集会」に参加するため、東京都に行ってきました。

いつもですと、日帰りでの参加ですが、前日の11月30日に「令和

草野会長

4年度農業者年金加入セミナー」があり、発表事例などを参考にしたいという思いがあったものですから、1泊してそれぞれの催しに参加してきました。

30日の農業者年金加入セミナーは、大変参考になる事例発表を聞かせていただきました。

好成績を上げている地域は、やはりJAさんとタッグを組んで動いている事例が多いですね。

昨日、JAいわきの佐藤一栄統括部長にお会いした際にも協力をお願いしましたが、委員の皆様におかれましても、農業者年金の加入推進に一層努められるようお願いいたします。

1日の代表者集会の前には、「本県選出国會議員への要請集会」がありまして、福島県農業会議の会長であり、本市の農業委員でもある鈴木理会長と出席し、国會議員の先生方に要望書を提出してまいりました。

それから、市議会12月定例会の本会議における一般質問が今日5日にありました。

農業委員会への質問は、これまで久しくなかったところですが、今回は、蛭田源治議員から「本市の遊休農地の現状について」ということで、4項目ほど質問がありました。

新聞で見た人もいるかと思いますが、いわき民報の紙面には「市内の遊休農地、2年で150ヘクタール超増」というタイトルで、比較的大きく掲載されました。

これは、かなりインパクトが強いタイトルだと感じましたが、遊休農地を解消するために、まさに今、農業委員と推進委員が一丸となって頑張っているところでもあります。

今後も、「まずは、遊休農地をこれ以上増やさない」という強い気概を持って、遊休農地の解消に努めていきましょう。

そういった訳で、今年も残りわずかです。

本来ですと、夕方からは忘年会という流れですが、今年も残念ながら忘年会は諦めざるを得ない状況ですので、春の歓送迎会までにはコロナ禍が落ち着くことを願いたいと思います。

本日の総会は、定例となります農地法に係る許可申請のほか、令和5年農作業労働賃金標準額の決定などについて、ご審議をいただきます。

委員の皆様には、慎重かつ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

本日はよろしく願いいたします。

事務局  
(遠藤次長)      ありがとうございました。  
それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。  
草野会長、よろしく願いいたします。

議長  
(草野会長)      それでは、議長を務めさせていただきます。  
円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。  
本日の通告欠席でございますが、議席番号24番、蛭田元起委員でございます。  
現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。  
本日の総会が成立することをご報告いたします。  
次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。  
ただいまより、いわき市農業委員会第20回総会を開会いたします。  
次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。  
議席番号17番、箱崎寿正委員、  
議席番号18番、鈴木義直委員、  
以上、2名をお願いいたします。  
また、書記は事務局をお願いいたします。  
なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。  
これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。  
また、作製した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。  
次に、会務報告を事務局よりお願いいたします。

事務局  
(遠藤次長)

【議案書2ページから3ページにより会務報告】

議長  
(草野会長) それでは、ただいまより議事に入りますが、その前に議案、報告  
案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長) 特に、取下げ、追案等はありません。

議長  
(草野会長) それでは、議事に入ります。  
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員  
会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する  
事項については、その議事に参与することができないこととされて  
おります。

本日、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請に  
ついて」において、議席番号7番、遠藤重和委員が、議案第5号、「い  
わき市農用地利用集積計画について」において、議席番号17番、箱  
崎寿正委員が該当しております。

遠藤委員、箱崎委員には、当該議案審議の際、一時退出をお願い  
します。

その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てください。

それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申  
請について」、審議をいたしますが、議事参与の制限に、議席番号7  
番、遠藤重和委員が該当しております。

遠藤委員は、一時退出を願います。

#### 【7番・遠藤委員一時退席】

議長  
(草野会長) それでは、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長) 議案書の4ページをお開き願います。  
【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(鈴木(昌)  
主査) 本日の議案に入ります前に、資料の訂正及び取下げの案件がござ  
います。

議案説明書2ページの番号3番、備考欄に記載があります売買価  
格について、「353円」と記載されていますが、正しくは「700円」と  
なります。

訂正をお願いいたします。

事務局  
(鈴木(昌)  
主査) 大変申し訳ありませんでした。  
また、取下げの案件ですが、議案説明書 2 ページの番号 2 番及び  
議案説明書 3 ページの番号 13 番と 14 番、同じく議案説明書 4 ページ  
の番号 15 番と 18 番の 5 件につきまして、申請者から「申請内容に誤  
りがあった」との理由から、取下げ願が提出されました。  
このことから、今月の申請面積合計が変更となります。  
田：41,827㎡から37,651㎡に、畑：7,230㎡から4,282㎡に変更と  
なり、合計：49,057㎡から41,933㎡となります。  
それでは、説明させていただきます。  
地図につきましては、別紙「現地調査位置図」を併せてご覧ください。  
それでは、議案説明書の 2 ページより説明させていただきます。  
番号 1 番及び 3 番から 12 番につきましては、売買による所有権の  
移転であります。  
また、番号 16 番は使用貸借権の設定、番号 17 番は贈与による所有  
権の移転、番号 19 番と 20 番は農地の交換となります。  
従いまして、今月の 3 条許可の面積につきましては、田：37,651  
㎡、畑：4,282㎡、合計：41,933㎡となります。  
議案説明書 5 ページと 6 ページは、許可要件の詳細となります。  
また、今月申請となった許可要件につきましては、3 条許可がで  
きない場合を示した、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、  
許可要件の全てを満たしており、詳細につきましては議案説明書の  
7 ページの内容となります。  
事務局からは、以上です。

議長  
(草野会長) ただいま、事務局より、議案第 1 号について、説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

5 番  
田子委員 議席番号 5 番、田子耕一です。  
番号 1 番、番号 3 番から 12 番までの事案につきまして、現地調査  
をしましたが、特段問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長  
(草野会長) 続いて、事務局お願いいたします。

事務局  
(鈴木(昌)  
主査) 事務局からの報告になります。  
農地の使用貸借権の設定案件である番号 16 番並びに贈与による所  
有権の移転である番号 17 番及び農地の交換となる番号 19 番と 20 番に

事務局  
(鈴木(昌)  
主査) について、事務局で現地を確認したところ、特に問題はなかったことを報告します。

議長  
(草野会長) ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。  
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長  
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。  
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長  
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。  
それでは、遠藤委員、入室願います。

【7番・遠藤委員着席】

議長  
(草野会長) 次に、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長) 議案書の5ページをお開き願います。  
【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(福田主査) それでは、議案説明書の8ページをお開き願います。  
議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。  
配付しております「現地調査位置図」と「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。  
それでは、議案説明書9ページをお開き願います。  
番号1番、申請者の住所は、三和町中三坂。  
申請土地の表示は、三和町中三坂、土地はいずれも田、面積は1,722

事務局  
(福田主査) m<sup>2</sup>です。  
転用目的は、牛舎となります。  
申請人は、現在、和牛の繁殖・出荷を行っておりますが、この度、親牛を増やすこととなりまして、現在の牛舎に隣接し、自宅前でもある当該農地を適地として申請に至ったものとなります。  
なお、当該農地は農用地区域内農地に該当いたしますが、今回の目的になります牛舎・畜舎については、農用地区域内農地の不許可の例外事由である「農業用施設等」に該当いたします。  
また、農用地に農業用施設等を建設する際に必要となる用途区分の変更についても、手続き済みであることを申し添えます。  
以上1件、面積は、田：1,722m<sup>2</sup>、畑：0m<sup>2</sup>、合計：1,722m<sup>2</sup>です。  
申請内容を審査した結果、農地転用許可基準である立地基準及び一般基準を満たしております。  
説明は以上です。

議長  
(草野会長) ただいま、事務局より、議案第2号について、説明がありました。ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

6番  
藁谷委員 議席番号6番、藁谷です。  
番号1番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長  
(草野会長) ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。  
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長  
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。  
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長  
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。  
次に、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に

議長  
(草野会長)

ついて」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

詳細につきましても、引き続き私から説明させていただきます。

議案説明書の10ページをお開き願います。

議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

説明に入ります前に、資料の訂正がございます。

現地調査位置図28ページの番号6番、転用目的についてですが、「太陽光発電設備設置のための工事用道路」と書いてある箇所の次の括弧書きに“一時連用”と書いてありますけれど、正しくは“一時転用”でございます。

大変失礼いたしました。

改めて、議案説明書の説明に戻らせていただきます。

議案説明書11ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」も併せてご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、議案説明書の説明につきましては、申請地、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、内郷高野町、田：1,415㎡、太陽光発電設備、賃借権の設定。

番号2番、四倉町大森、畑：1,024㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号3番、小川町福岡、畑：1,223㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号4番、小川町西小川、畑：14㎡、宅地内通路敷地、所有権の移転。

番号5番、久之浜町末続、田：1,007㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。

番号6番、小川町福岡の一部、畑：36.99㎡、太陽光発電設備設置のための工事用道路（一時転用）、使用貸借権の設定。

番号7番、三和町合戸、畑：429㎡、資材置場（一時転用）、賃借権の設定。

以上7件、面積は、田：2,422㎡、畑：2,726.99㎡、合計：5,148.99㎡となります。

このうち、番号2番について補足説明をいたします。

事務局  
(府川係長)

別紙資料、議案第3号「農地法第5条第1項許可補足資料」を併せてご覧ください。

番号2番につきまして、譲受人が所有する申請地以外の農地である平馬目の農地において、現地に砂利敷が敷かれて違反状態であることを確認いたしました。

このことは、許可することができない場合について定めた、農地法第5条第2項第3号中の「農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと」に該当いたします。

また、福島県農業担い手課が作成した「農地法関係事務処理の手引」には、「無断転用等の農地法違反行為があり、是正がなされていない場合は、許可することができない。」と記載されております。

本来、許可申請に際し、無断転用等の農地法違反行為が確認された場合につきましては、申請前に違反状態を是正するよう指導しているところでございます。

しかしながら、本申請につきましては、確約書及び是正計画書が添付されておりました。これをもって違反状態がないものとするか否かを含めて、ご審議いただきたいと考えております。

次に、確約書、是正計画書及び申請者から依頼された者からの説明の内容について、ご説明いたします。

内容は、平馬目の当該違反農地について、本事案の許可が12月末までに下り次第着工し、令和5年1月末までに農地性を回復するとしています。

ここまでは、期限の話です。

次に、是正方法について、説明いたします。

申請者から依頼された者が、現地の状況を確認するため、表面から50cmほど試掘したところ、砂利は表層5cmから10cm程度でありまして、その下層には砂利、碎石等は確認されなかったとのことです。

これに基づいて、是正計画を立てまして、「表層10cmを撤去し、その上に農業に適した土を5cm盛土する。その下は現存する土を利用する」といった計画内容でございます。

なお、農業に適した土は、飯舘村の業者が搬入するとのことです。

申請者から依頼された者の説明によれば、この工事をもって是正完了としたく、仮に、その後の申請者立会いのもとでの現地確認において、何らかの指摘がされたとしても、工事が完了している以上、その後の対応は困難であるということでございました。

番号2番の説明は、以上になります。

番号2番以外の、番号1番及び番号3番から番号7番につきましては、申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準

事務局 (府川係長)	である立地基準及び一般基準を適正に満たしております。 説明は以上です。
議長 (草野会長)	ただいま、事務局より、議案第3号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
7番 遠藤委員	議席番号7番、遠藤重和です。 番号1番及び番号3番から番号6番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 番号2番については、申請地自体に問題はありませんでした。譲渡人が所有する別の農地に違反状態がありました。 このような場合、現に是正行為が完了し、その後、農業委員会により是正したことを確認した上で審議すべきものであり、是正がなされていない現状においては、転用行為に必要な信用があるとは断言することはできず、転用許可の要件の一つである一般基準を満たさないと考えます。 更に、申請者から依頼された者から提出された是正計画書をもとに説明を受けましたが、我々が認める農地の状態に、確実に是正すると言いきれる内容ではありませんでした。 このことから、本事案は許可すべきではない事案であると考えております。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	続いて、事務局お願いいたします。
事務局 (福田主査)	番号7番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	ただいまの報告では、番号2番の事案以外は「特に問題ないと判断される」とのことでした。 先に、番号2番以外の、番号1番及び番号3番から番号7番の事案について、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
	【意見・質問なし】
議長 (草野会長)	ご質問がないようですので、続いて、番号2番の事案について、現地調査担当委員の報告では、「申請農地については、特に問題ない

議長  
(草野会長)

が、譲渡人が所有する別の農地に違反状態があり、一般基準の許可ができない場合を定めた“農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと”に該当すること。更に、確約書及び是正計画書の提出があったが、是正することが確実とは言えないことから本事案は許可するべきではない。」とのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

**【意見・質問なし】**

議長  
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第3号のうち、番号1番及び番号3番から番号7番については、許可。

番号2番については、「譲渡人所有の申請地とは別の農地に違反状態があり、現に違反状態が解消されることが許可の条件であり、確約書及び是正計画書の提出をもってしても、是正が確実とは言えない」ことから、不許可とすることにご異議ございませんか。

**【「異議なし」との声あり】**

議長  
(草野会長)

ご異議なしと認め、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、番号2番は不許可、番号1番及び3番から7番は許可と可決いたします。

次に、議案第4号、「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)

議案書の7ページをお開き願います。

**【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】**

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(福田主査)

議案説明書12ページをお開き願います。

議案第4号、「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」、ご説明いたします。

併せて配付しております、「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」を併せてご覧いただきますようお願いいたします。

営農型太陽光発電設備を設置する際に、土地の所有者・営農者・発電事業者がそれぞれ異なる場合、まず1つ目として、地上部分で

事務局  
(福田主査)

営農を行う権利を、土地所有者から営農者へ設定する権利の移動のための、農地法第3条の許可。

2つ目として、上空部分に太陽光パネルを設置する権利を、土地所有者から発電事業者へ設定する区分地上権設定のための、農地法第3条の許可。

最後に3つ目、上部太陽光パネルの支柱部分を非農地として一時的に転用するため、土地所有者から発電事業者へ支柱部分について転用のための権利を設定する、農地法第5条の許可。

この3つの許可を同時に得る必要がございます。

今回、3条許可申請の区分地上権、5条許可申請の営農型太陽光発電設備及び3条許可申請の貸借権について、関連しておりますので、一括してご説明いたします。

議案説明書の13ページをお開きください。

番号1番から3番について、譲受人・譲渡人がいずれも同一人となっております。

まず、譲受人の住所及び法人名が、後田町、有限会社櫛田豊店。

譲渡人の住所が、同じく後田町です。

なお、譲受人である法人の代表者と譲渡人は、親子関係に当たります。

番号1番についてですが、農地の空中部分を使用するためには耕作のための農地法第3条許可とは別に、区分地上権を設定する必要があることから、農地法第3条許可申請があったものです。

申請土地の表示は、後田町、地目は畑、申請面積は977㎡です。

権利の移転事由は、区分地上権の設定となります。

続いて、番号2番、農地法第3条許可についての説明となりますが、こちらは耕作に係る賃借権の設定となります。

なお、譲受人である法人は新規就農者となりまして、下限面積要件を満たす必要があることから、営農型太陽光発電設備下部の農地以外に権利を取得する農地についても、併せてこちらで審議いただくこととなります。

まず、営農型下部の農地につきましては、後田町の一部、地目は畑。

申請面積は、後述いたします農地法第5条第1項許可申請における転用面積を除きました970.93㎡、栽培予定作物は榊となっております。

それ以外の農地につきましては、後田町の合計4筆、地目はいずれも田、合計面積は4,380㎡、栽培予定作物はいずれも水稻となっております。

主たる営農者として申請書に記載されておりますのは、田・畑の

事務局  
(福田主査)

いずれにおいても、譲受人である法人の代表者及び譲渡人、譲渡人は譲受人である法人の役員でもありますが、両名とも、これまで申請地を耕作していた者として、引き続き耕作をするといったものになります。

なお、譲受人である法人は、農地所有適格法人としての要件を満たさない一般法人となります。

次に、番号3番、農地法第5条許可申請の内容について、ご説明します。

申請土地の表示は、後田町の一部、地目は畑、転用面積は太陽光パネルを支える支柱部分の面積に当たります6.07㎡になります。

なお、当該農地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた区域内の農地であることから、第3種農地に該当いたします。

一時転用期間については、許可日からの3年間となっております。

なお、当該農地につきましては、市街化区域内に存在し、通常の農地転用、例えば野立ての太陽光発電設備等であれば、許可によらず届出で足りるものとなりますが、本案件は、下部で営農を行う営農型太陽光発電設備であるため、許可を必要とするものとなっております。

以上3件、申請内容を審査した結果、農地法第3条第1項の許可において、許可することができない場合として規定する同条第2項各号に該当せず、また農地転用許可基準であります立地基準及び一般基準をいずれも適正に満たしております。

説明は以上です。

議長  
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第4号について、説明がありました。ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

5番  
田子委員

議席番号5番、田子耕一です。  
番号1番から番号3番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長  
(草野会長)

ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。  
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

11番 鈴木(理) 委員	11番、鈴木理です。 参考のためにお聞きしたいのですが、この田んぼ・畑につきまして、何を作るのかをお聞きします。
事務局 (福田主査)	説明が駆足になり、申し訳ございませんでした。 営農型太陽光発電設備下部の畑が榊、その他の田はいずれも水稲となっております。
議長 (草野会長)	その他ございますか。
20番 坂本委員	議席番号20番の坂本です。 申請地は、恐らく高台だと思いますが、今まで営農されている状態にあったのでしょうか。
事務局 (福田主査)	先ほど、現地調査担当委員からも「問題なし」とのご報告がございましたが、委員の方々と事務局合同で現地を調査した際には、作物はなかったものの、農地として管理がされており、推定ではありますが、これまで何らかの野菜等が栽培されていた状態となっております。
議長 (草野会長)	その他ございませんか。
12番 生田目委員	すみません、議席番号12番の生田目です。 現地調査位置図の36ページは、ソーラーパネルの設置図面でよろしいですか。
事務局 (福田主査)	はい、おっしゃるとおりです。 分かりづらい図面で申し訳ございませんが、対象地の端を空けて、真ん中辺りにパネルを2列ずつ並べたような状態で配置するとのことです。
12番 生田目委員	追加で質問ですが、今回の対象農地の全てに、このようにパネルを設置するのでしょうか。
事務局 (福田主査)	説明不足で、申し訳ございません。 あくまでパネルを設置するのは、畑の上部のみになります。 番号2番の田：4,380㎡については、単純な水稲栽培としての農地

事務局 (福田主査)	<p>法3条申請となります。</p> <p>通常であれば、議案第1号で審議する案件ではございますが、こちらが新規就農者として下限面積要件を満たすためには、併せて審議する必要がありましたので、全てこちらで審議させていただいたところです。</p>
20番 坂本委員	<p>議席番号20番、坂本です。</p> <p>すみません、もう1つ質問します。</p> <p>今まで営農型太陽光発電設備については、田んぼの方が多かったと思いますが、畑の場合、単収は何を基準にするのでしょうか。</p> <p>勿来地区は私の地元で、畑作はネギなどが多いのですが、この場合、何の作物が基準になりますか。</p>
事務局 (福田主査)	<p>厳密に言いますと、営農作物である榊について、「周辺農地の平均水準と比べて、8割以上の単収があるか」ということを判断するものです。</p> <p>しかしながら、いわき市においては、榊単体での栽培作物の情報が乏しいことから、花き類などの類似したものを基準とすることになります。</p> <p>なお、市内において、榊に係る営農型太陽光発電設備を設置した案件は、どれも年が浅いものばかりですので、これまで収支報告があったものがないことを申し添えます。</p>
20番 坂本委員	<p>ちなみに、今までも現地調査や農地パトロールで、榊に係る営農型太陽光発電設備を見ましたが、パネルの下だけにしか榊を植えないということではよろしいでしょうか。</p> <p>そうすると、所得もかなり少ないのではないかと思います。</p> <p>そこは問題ないのですか。</p>
事務局 (福田主査)	<p>こちらについては、皆さんの方がお詳しいと思いますが、榊は大體日陰に生育するものですので、提出されている営農計画としては、パネルの下に当たる部分のみとなっております。</p> <p>今、収入面のお話がありましたが、それを補うための太陽光発電設備といった側面もあると推測しております。</p> <p>繰り返しになりますが、当該地域は市街化区域内ですので、単純に太陽光発電設備を設置するのであれば、許可申請をする必要はなく、届出のみで設置が可能なエリアとなっております。</p> <p>今回の申請は、当該譲受人である法人が、農業収入を得ようとしていること、また、それを補う目的で、農地の上部において太陽光</p>

事務局  
(福田主査) パネルを設置し、発電収入を得るといったことが推測されます。

議長  
(草野会長) よろしいですか。  
榊の単収については、今まで具体的に示されていないと思いますので、今後はその辺りの裏付けを取っておくようにしてください。  
その他ございませんか。

【意見・質問なし】

議長  
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。  
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長  
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第4号、「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号、「いわき市農用地利用集積計画について」、審議をいたしますが、議事参与の制限に、議席番号17番、箱崎寿正委員が該当しております。

箱崎委員は、一時退出を願います。

【17番・箱崎委員一時退席】

議長  
(草野会長) それでは、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長) 議案書の8ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(西山主任) 議案説明書の14ページをお開き願います。  
いわき市農用地利用集積計画についてご説明いたします。

初めに、訂正がございます。

議案説明書の29ページをお開き願います。

29ページにおきまして、番号1番と2番の借り手、同一人の方の名字に誤りがございました。

事務局  
(西山主任)

名字の漢字につきまして、訂正をお願いいたします。  
大変申し訳ございませんでした。  
それでは、説明に戻らせていただきます。  
議案説明書の15ページをお開きください。  
農用地利用集積計画第11号から第15号の内容についてご説明いたします。  
第11号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸するものでございます。  
実施地区は平、四倉、借り手8名、貸し手8名。  
対象筆数は田：27筆、畑：5筆、面積は田：28,526㎡、畑：2,565㎡となっております。  
第12号は、貸借期間満了に伴い、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、再度農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。  
実施地区は田人、借り手1名、貸し手1名。  
対象筆数は畑：3筆、面積は畑：820,042㎡となっております。  
第13号は、新たに賃貸借利用権を設定する事案でございます。  
実施地区は平、借り手1名、貸し手1名。  
対象筆数は田：1筆、面積は田：1,010㎡となっております。  
第14号は、貸借期間満了に伴い、賃貸借利用権を再度設定する事案でございます。  
実施地区は平、小名浜、勿来、常磐、四倉、遠野、借り手11名、貸し手16名。  
対象筆数は田：47筆、面積は田：62,457㎡となっております。  
第15号は、貸借期間満了に伴い、利用権（使用貸借権）を再度設定する事案でございます。  
実施地区は遠野、借り手1名、貸し手1名。  
対象筆数は畑：1筆、面積は畑：1,783㎡となっております。  
なお、議案説明書33ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。  
以上、第11号から第15号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
農用地利用集積計画については以上です。

議長  
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第5号について、説明がありました。これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長  
(草野会長)      ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。  
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長  
(草野会長)      ご異議なしと認め、議案第5号、「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。  
それでは、箱崎委員、入室願います。

【17番・箱崎委員着席】

議長  
(草野会長)      次に、議案第6号、「令和5年農作業労働賃金標準額（案）について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長)      議案書の9ページをお開き願います。  
【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(浅川)      資料1-1「令和5年いわき市農作業労働賃金標準額表（案）」及び資料1-2「令和5年いわき市農作業労働賃金標準額の策定について」をご用意ください。

前回の総会まで、慎重なご協議ありがとうございました。

前回の協議でご意見をいただいた、畑作業の耕起、5,800円に変更したもの及び雇用労働作業の見出しの脇の部分、「消費税は課税されません」としたものを原案としまして、福島さくら農業協同組合いわき統括センターと協議し、令和4年12月7日付けで承認をいただきました。

つきましては、案のとおり令和5年農作業労働賃金標準額を決定してよいかお諮りするものです。

また、資料1-2につきましては、標準額策定に係る概要資料です。

前回の総会で、草野係長が話したとおり、標準額表と併せて公開するものとなります。

ここでは内容の説明は省略しますが、1点訂正がございます。

1ページから3ページの右上及び5ページの表の中にある総会の日付が誤っております。

事務局  
(浅川)

正しくは本日、12月20日（火）です。  
大変申し訳ございませんでした。

その他、これまでの協議資料をまとめた作りとなっておりますので、委員の皆様におかれましては、お時間のあるときに内容をご確認いただき、何かございましたらご連絡いただければと思います。

私からの説明は以上です。

議長  
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第6号について、説明がありました。これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

18番  
鈴木(義)  
委員

大したことではありませんが、作業名の「代かき」の部分だけ、不自然に2行になっていますので、1行での表示に修正していただければと思います。

それだけです。

議長  
(草野会長)

私も、それに気づきました。  
これは、修正できますね。

事務局  
(浅川)

はい。  
「代かき」の表示を1行に修正いたします。

議長  
(草野会長)

その他ございませんか。

#### 【意見・質問なし】

議長  
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。  
議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」との声あり】

議長  
(草野会長)

ご異議なしと認め、議案第6号、「令和5年農作業労働賃金標準額(案)について」は、原案のとおり可決いたします。

議長  
(草野会長)

次に、報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)

議案書10ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】

議案説明書の34ページから41ページをお開き願います。

今月の報告件数は31件、権利の取得事由は全て相続です。

権利の取得面積は、田：117,963㎡、畑：65,701.69㎡、合計：183,664.69㎡です。

以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。

続きまして、議案書11ページをお開き願います。

事務局  
(府川係長)

【報告第2号を朗読、報告事項（農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の42ページから43ページをお開き願います。

今月の報告件数は2件、転用面積は田：0㎡、畑：1,051㎡、合計：1,051㎡です。

以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。

続きまして、議案書12ページをお開き願います。

事務局  
(府川係長)

【報告第3号を朗読、報告事項（農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の44ページから48ページをお開き願います。

今月の報告件数は18件、転用面積は田：4,487.54㎡、畑：4,599.65㎡、合計：9,087.19㎡です。

以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。

続きまして、議案書13ページをお開き願います。

事務局  
(府川係長)

【報告第4号を朗読、報告事項（農地法第18条第6項の規定による合意解約について）を説明】

議案説明書の49ページから51ページをお開き願います。

それから、議案説明書と併せて送付しております報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る一覧表」につきましても、ご覧ください。

今月の合意解約件数は46件、面積は田：120,923.72㎡、畑：1,484㎡、合計：122,407.22㎡です。

なお、別表になっている分につきましては、四倉町下仁井田地区の復興基盤整備総合事業に係る換地処分、これに伴う解約によるものでございます。

以上、合意解約の通知がありましたので、報告いたします。

次の報告については、農政振興係長から説明いたします。

事務局  
(草野係長) 議案書14ページをお開き願います。  
【報告第5号を朗読、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨  
の証明書について）を説明】  
議案説明書の53ページをお開き願います。  
今月の報告件数は1件、相続税の納税猶予に係る証明となっております。  
証明面積は、田：15,476㎡、畑：3,115.42㎡、合計：18,591.42㎡  
です。  
以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。  
議事の報告といたしましては、以上になります。

議長  
(草野会長) 以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。

議長  
(草野会長) 次に、その他に移ります。  
まず、事務局から何かありますか。

【事務局より「ありません」の声あり】

議長  
(草野会長) ほかに、委員の皆様から何かございますか。

【「なし」の声あり】

議長  
(草野会長) 特にないようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業  
委員会第20回総会を閉会いたします。

#### 4 議案・報告の内容及び審議結果

##### (1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	番号2番は不許可、番号1番及び番号3番から7番は許可と可決
第4号	農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について	原案のとおり可決
第5号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第6号	令和5年農作業労働賃金標準額(案)について	原案のとおり可決

##### (2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

#### 5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

議案番号	議案名称	該当委員
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	7 遠藤 重和
第5号	いわき市農用地利用集積計画について	17 箱崎 寿正

#### 6 本総会の閉会時刻

午後2時15分

#### 7 本総会の議事録署名人に指名された委員

17 箱崎 寿正

18 鈴木 義直

【議事録署名用紙（議長用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 3 月 10 日

議長 草野 在 一



【議事録署名用紙（議事録署名人用）】

いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 3 月 15 日

議事録署名人 箱崎 寿正

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 3 月 9 日

議事録署名人 鈴木 義直